

佐伯ごまだし大将イラスト等利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐伯ごまだしうどんイメージキャラクター「佐伯ごまだし大将」(以下「佐伯ごまだし大将」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。)の観光のPR及び観光コンテンツの健全な発展に寄与することを目的とする。

2 イラスト等のデザインは、別表のとおりとする。

(イラスト等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、法人に属する。

(利用許諾)

第3条 イラスト等を利用しようとする者は、イラスト等の利用許諾(以下「利用許諾」という。)申請を行い、利用許諾を受けなければならない。ただし、佐伯ごまだし暖簾会の会員を除くものとする。

(利用許諾の申請)

第4条 前条の規定により、利用許諾を受けようとする者は、利用許諾申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、法人に提出しなければならない。

2 法人は、前項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第5条 法人は、前条第1項の規定による利用許諾申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うものとする。この場合において、法人は、イラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 法人は、前項に規定する利用許諾を行ったときは、利用許諾書(様式第2号)により申請者へ通知する。

(利用許諾の制限)

第6条 法人は、前条の規定にかかわらず、申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許諾しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき
- (2) 法人の信用又は品位を害するものと認められるとき
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (4) 特定の個人、団体、法人(ただし公共団体を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合は、この限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する利用と認められるとき

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用されるとき
 - (7) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
 - (8) 法人のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
 - (9) イラスト等の著しい変形を行うとき又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められないとき
 - (10) その他、申請者がイラスト等を利用することが適当でないと法人が認めるとき
- 2 前項の規定により前条第1項の利用許諾を行わないときは、利用不許諾書（様式第3号）により申請者へ通知する。

（利用料）

第7条 利用料は、当分の間無料とする。

（利用許諾期間）

第8条 イラスト等利用許諾の期間は、2年間とする。

（利用者の遵守事項）

第9条 法人の許諾を受けてイラスト等を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 色彩、形状等を正しく使用し、デザインの改変をしないこと
- (2) 使用するデザインに「佐伯ごまだし大将」の表記を付すこと
- (3) 利用承認を受けた利用目的及び利用方法以外に使用しないこと
- (4) 利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること
- (6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること
- (8) 法人が行う売上調査その他の照会に応じること
- (9) その他各種法令を遵守すること

（利用許諾の取消し）

第10条 法人は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消す。

- (1) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (2) 第6条各号のいずれかに該当するとき
- (3) 前条の遵守事項に違反したとき
- (4) その他利用許諾の継続が不適当であると認められたとき

2 法人は、前項に規定する取消しを行ったときは、取消通知書（様式第4号）により利用者に通知する。

3 利用許諾の取消しを受けた者は、イラスト等を利用することはできない。

4 法人は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 法人は、第3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 法人は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、法人が必要と認める期間、利用許諾を行わない。

7 法人は、利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用する。

8 前二項に定める法人が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については法人が事実を確認した日から起算して2年間とする。

（申請等の取下げ）

第11条 本要綱に基づき利用申請を行った者は、その申請について、法人に申し出ること
で、当該申請を取り下げることができる。

（利用の非独占性等）

第13条 この要綱による利用許諾は、利用者がイラスト等を自己の商標や意匠とする等の権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について法人が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第14条 法人は、この規定による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更及びイラスト等の利用の実施に係る経費又は役務等を一切負担しない。

（賠償責任等）

第15条 法人は、利用許諾を行ったことに起因する利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、法人に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により法人に損害を与えたときは、これによって生じた損害を法人に賠償しなければならない。

4 法人は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、必要な法的措置をとる。

（情報の公開）

第15条 法人は、イラスト等の適正な管理並びに利用促進の観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況の情報を法人のホームページで公開するものとする。

（事務）

第16条 この要綱に関する事務は、観光推進課が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等の利用に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

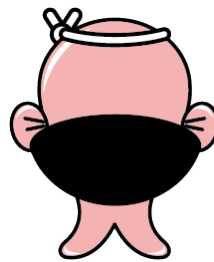
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から適用する。

別 表



デザインA 正面



デザインB 背面



デザインC 右向き



デザインD 左向き

様式第1号(第4条関係)

佐伯ごまだし大将イラスト等利用許諾承認申請書

年 月 日

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長 様

申請者
住所
氏名

佐伯ごまだし大将イラスト等を利用したいので次のとおり申請します。

1. 使用するキャラクター
(イラスト番号)

2. 利用用途

3. 利用目的

4. 利用者連絡先 住所
団体等名称
担当者職氏名
電話番号
e-mail

5. 添付資料 ①利用する内容が分かる企画書等の書類
②利用するキャラクターのデザインが分かる図面等

6. 備考

様式第2号（第5条関係）

佐伯ごまだし大将イラスト等利用許諾書

第 号
年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

年 月 日付けで申請のあった利用申請については、佐伯ごまだし大将イラスト等利用要綱第5条第2項により、次のとおり許諾します。

1. 使用するキャラクター A・B・C・D
2. 利用用途
3. 利用目的
4. 備考

様式第3号（第6条第2項関係）

佐伯ごまだし大将イラスト等利用不承諾書

第 号
年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

年 月 日付けで申請のあった利用申請については、佐伯ごまだし大将イラスト等
利用要綱第6条第2項により、次のとおり不承諾とする。

- 1 不承諾とする理由
- 2 その他

様式第4号（第10条第2項関係）

佐伯ごまだし大将イラスト等利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

年 月 日付けで許可した利用申請については、佐伯ごまだし大将イラスト等利用要綱第10条第2項により、次のとおり許可を取消す。

- 1 許可を取消す理由
- 2 その他